

ハロカルホリデーすみだ 2025 参画パートナー登録説明資料

ハロカルホリデーすみだ実行委員会
運営事務局

1.	ハロカルとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P3
2.	ハロカルホリデーの仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・	P4
3.	2025年度事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P5
4.	ハロカル参画パートナーの募集・・・・・・・・・・	P6
5.	申請者の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P7
6.	体験プログラムの要件・・・・・・・・・・・・・・・・	P8
7.	ポイントの取扱い方法・・・・・・・・・・・・・・・・	P11
8.	①パソコン等で利用登録データを作成する方法・・・・・・・・	P12
9.	②QRコードを提示・掲示する方法・・・・・・・・・・	P13
10.	参画パートナー登録までの流れ・・・・・・・・・・	P14
11.	登録申請時に必要な添付書類・・・・・・・・・・	P15
12.	参画パートナー登録後・・・・・・・・・・・・・・・・	P18
13.	今後のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・	P19
14.	よくあるご質問・・・・・・・・・・・・・・・・	P20

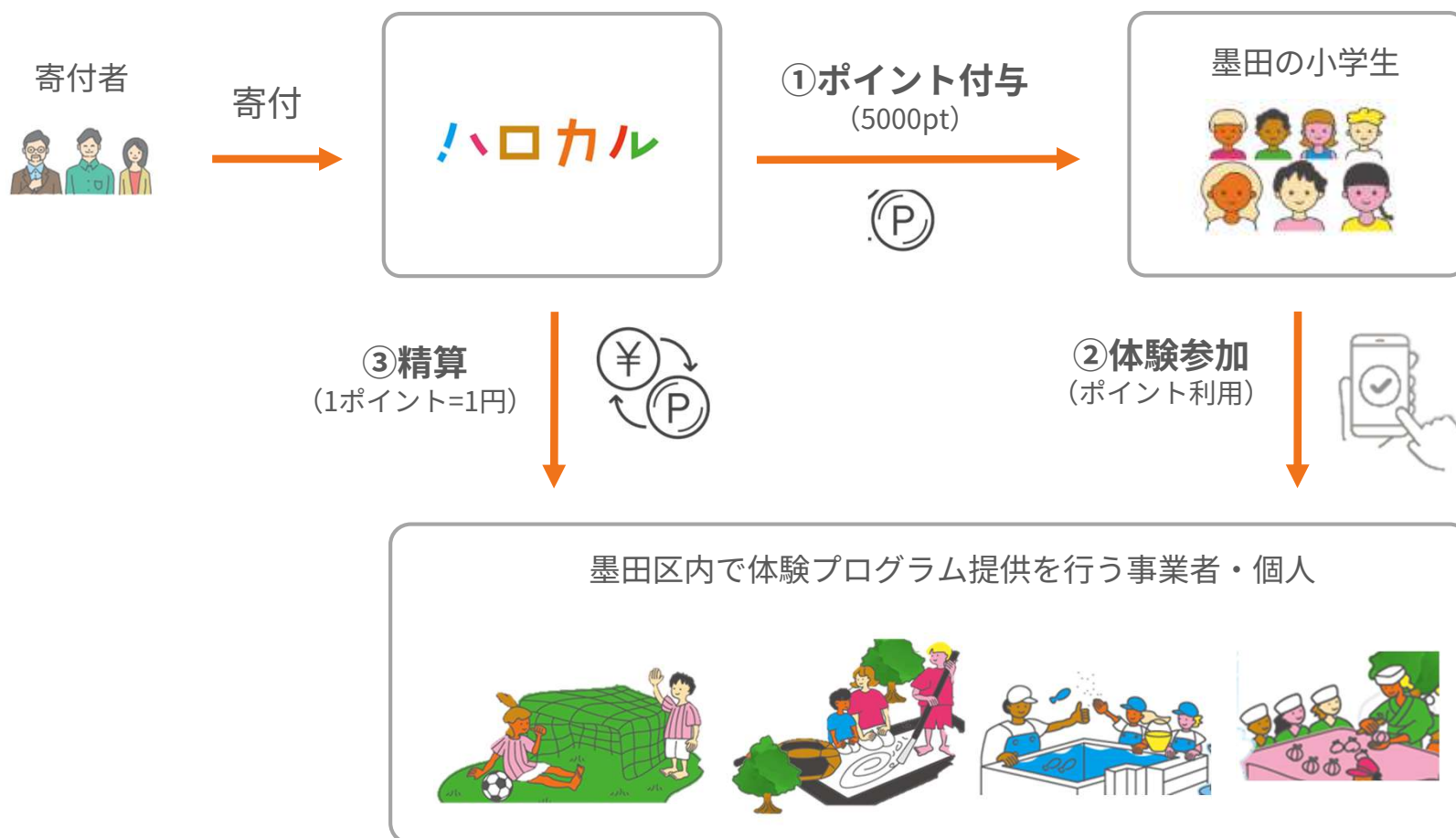


ハローカルチャー（＝文化・体験との出会い）

ハローローカル（＝地域の大人との出会い）

- ハロカルは、「ハローカルチャー&ローカル」から名付けました。子どもたちが多様な文化・体験と出会う機会を通じて、地域全体で子どもたちを見持っていきたいという願いを込めました。
- 「ハロカルホリデーすみだ」は、墨田区子ども条例に基づき、子どもが自らの想像力を広げ、その可能性を最大限に発揮することができるよう、子どもの体験機会を確保することを目的に地域団体と墨田区が協働して運営しています。

墨田区の小学生（定員3000名）に、登録された体験プログラムで利用できる電子ポイントを提供し、多様な体験の機会を届けます。
（この活動の主な財源は寄付金です）



2025年度事業概要

ハロカルホリデーすみだ2025概要

対象者	墨田区に在住又は在学している小学1年生から小学6年生の子ども
定員	3,000名 ※定員を超えた場合は抽選を行います。
ポイント利用先	ポイントは、利用先として登録されている体験プログラムに利用できます。 ※利用先は6月27日以降、WEBサイトに掲載します。
ポイント提供額	一人当たり5000円分 ※実行委員会が定める経済的な要件を満たしている場合は子ども1人当たり8000円分を助成します。
ポイント利用期間	2025年7月19日（土）～2025年10月31日（金）
実施主体	ハロカルホリデーすみだ実行委員会

ハロカルの理念に賛同し、墨田区の子どもたちに
体験の機会を提供し、地域全体で子どもたちを見守ってくれる
団体・個人（＝ハロカル参画パートナー）を募集しています。

「申請者」と「体験プログラム」それぞれの要件を満たす方が対象です。
登録にあたっては、運営事務局による審査があります。
（申請受付から審査完了まで、最低2週間程度のお時間をいただきます）

1. 申請者の要件
（6つ）

P7をご覧ください

2. 体験プログラムの要件
（6つ）

P8～10をご覧ください

次の①～⑥すべての要件を満たしている団体や個人が対象です。
法人格の有無や法人種別は問いません。

- ① 本事業の趣旨に賛同し、多様な体験・文化や地域の人との出会いの機会を通じて、地域全体で子どもたちを見守り、子どもたちのウェルビーイングの向上に寄与すること
- ② 子どもの主体性や意思を尊重し、子どもの権利を守ること
- ③ 必要に応じて、運営事務局スタッフとの面談やアンケートやヒアリングに協力できること
- ④ 個人情報保護について万全を期していること
- ⑤ 公序良俗に反する活動をしていないこと
- ⑥ 「参画パートナー募集要項」、「参画パートナー規約」を遵守すること

体験プログラムの要件①

①～⑥のすべての要件を満たしている体験プログラムが対象です。（P8～10）

①小学生の子どもを対象とした活動で、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当すること

活動分野	活動例
（ア）スポーツ活動	球技、水泳、ダンス・バレエ、体操、陸上競技、格闘技 など
（イ）文化芸術活動	音楽、アート、絵画、造形・ものづくり、書道、料理、伝統文化、異文化体験、科学・プログラミング など
（ウ）自然体験・野外活動	キャンプ、登山、農業、外遊び など
（エ）社会体験活動	職業・仕事体験、ボランティア体験 など
（オ）その他、運営事務局が特に認めるもの	

＜登録対象外のプログラム＞

前頁に該当する活動であっても、次に当てはまるものは登録の対象外となります。

☐ 観覧・鑑賞形式のみの活動

例：プロスポーツチームの公式戦の観戦、音楽・芸術の鑑賞イベント、博物館の展示物鑑賞（水族館・植物園・プラネタリウムなどを含む）など

※上記体験に加えて、参加者同士での事前学習や振り返りの機会などがある場合は、これに則しません。

※障がい等の特別な事情のある利用者に向けたプログラムについては、観覧・鑑賞形式のみであっても登録を認める場合があります。

☐ セミナー・講義形式のみの活動

☐ 学業成績向上やスキルアップを主たる目的とした活動

☐ 施設利用のみで、子どもや運営者の交流が全くない活動

☐ オンライン形式で行われ、対面での交流が全くない活動

☐ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することが主たる目的とする活動

☐ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

☐ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

☐ その他、ハロカルホリデーすみだ実行委員会が趣旨に合わない判断した活動

② 原則として墨田区内でプログラムの提供を行うものであること

※区内では体験できないプログラムの場合等、集合解散場所が墨田区内であれば、対象となります。

③ プログラムの参加費等が適正に設定されており、ポイント利用期間内にプログラムの実施が完結するもの

※社会貢献や地域貢献を目的に、無償で行うプログラムも登録の対象となります。

※従来無料で行っているプログラムと同様の内容を有償化したもの、ハロカルホリデーすみだ実施期間後の有料プログラムへの参加を前提としたものは対象外となります。

④ 体験プログラムの対象者を特定の個人に限定せず、一般の利用を受け付けていること（ポイント利用者以外も含む）。

⑤ 参加者の受け入れに当たり、障がいがある子どもへの合理的配慮を行うとともに、参加者や参加家庭の国籍やルーツ、宗教、性別などによって差別しないこと

⑥ 活動中の事故やけがの発生に細心の注意を払い、安全・安心な体制をつくること

※各体験プログラムの主催者は、参画パートナーです。活動中に発生した事故やけがの責任をハロカルホリデーすみだ実行委員会が負うことはできませんので予めご了承ください。

参画パートナーの皆様の
ポイントの取扱い方法は次の2種類です。
どちらでも好きな方法をお選びください。

①パソコン等で利用登録
データを作成する方法

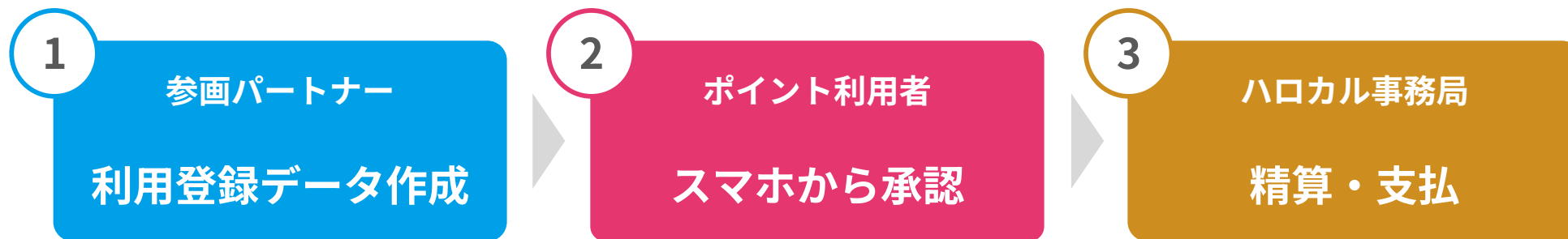
P12をご覧ください

②QRコードを掲示・提示
する方法

P13をご覧ください

①パソコン等で利用登録データを作成する方法

利用者からの参加申込受付後、
参画パートナーの皆様には、パソコンやスマートフォンより
マイページにログインし、クーポンの利用手続きをしていただきます。



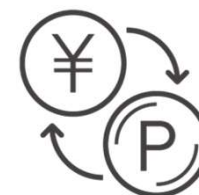
パソコンから参画パートナーのマイページにログインし、ポイント利用登録データを作成（請求額、利用日等を入力）
※ポイントの利用申請期限は10月24日までです。



ポイント利用者は、スマートフォンから利用者マイページにログインし、「承認」ボタンを押す



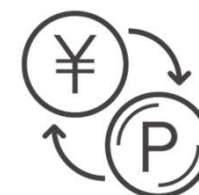
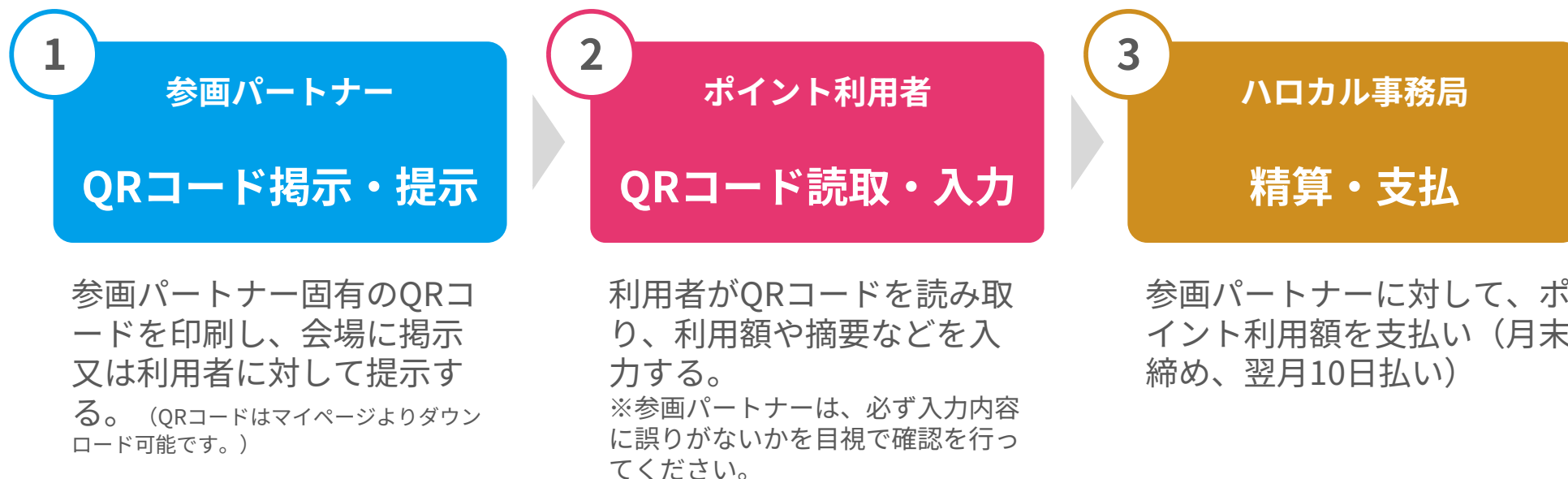
参画パートナーに対して、ポイント利用額を支払い（月末締め、翌月10日払い）



②QRコードを提示・掲示する方法

参画パートナーの皆様は、利用者に対してQRコードを掲示又は提示し、利用者がスマートフォンから必要事項を入力します。

➡パソコンやスマートフォンの操作が苦手な方、
または事前申込・予約なしで、当日参加受付される場合におすすめです。



参画パートナー登録までの流れ

STEP 1 説明会参加

運営事務局が開催する説明会にご参加いただき、活動の趣旨や参画パートナー登録の条件などについての説明を受けていただきます。

STEP 2 個別面談 ※該当者のみ

子ども向けの事業を継続的に実施していない新規参画パートナー登録希望者の方は、運営事務局との個別面談を実施させていただきます。

STEP 3 事業者 登録申請

WEBフォームより、ご入力ください。

新規登録申請フォーム

https://pt.cfc.or.jp/new_application

※2024年度に登録した事業者は申請不要。すでに他の事業で登録いただいている方には、こちら（<https://pt.cfc.or.jp/schools>）



STEP 4 体験プログラム 登録申請

WEBフォームより、ご入力ください。

体験プログラム申請フォーム

<https://ws.formzu.net/dist/S48974661/>



STEP 5 審査

事業者申請及び体験プログラム申請の内容を運営事務局が審査し、採否を決定します。運営事務局と面談等を実施する場合があります。
→登録が完了しましたら、「登録受理通知」をメールにてお送りします。

登録申請時に必要な添付資料

新規登録申請フォームにアクセスのうえ、必要書類を添付してください。
システムの都合上、一部WEBサイトの表示と異なる点がありますので、ご注意ください。

■申請者の情報

各種証明書類 必須

申請する教室の運営主体に応じて、以下の書類を写真またはスキャナーデータ等でアップロードしてください。

※ハロカルプロジェクトに限り、必要書類が以下と異なります。

※詳細は事業担当者や募集要項にてご確認ください。

● 法人の場合

法人の登記簿謄本または登記事項証明書（写し可／発行後3ヶ月以内）

● 任意団体の場合

直近の法人税納税証明書（その2）

● 個人事業主の場合

直近の所得税確定申告書の写し（第一表と第二表（控）の写し）

 ファイルをアップロード

注意事項

ハロカルホリデーすみだでは、添付書類が表示とは異なります

団体の形態に応じて、以下の通り必要な文書を添付ください

● 法人・任意団体

企業・団体の概要が記載された文書を添付ください。

● 個人

名刺などのデータを添付ください。

※ハロカルでは、登記簿謄本や確定申告書の添付は必要ありません。

次の3点が記載されているもの

- ①法人名・団体名（個人は不要）
- ②代表者職氏名
- ③所在地（登記や確定申告書などに記載の正式な所在地）

■教室・クラブの情報

教室情報の確認 必須

運営事務局が教室情報の確認のために使用しますので、下記のどちらかの入力・添付をお願いします。

※WEBページやチラシ等の内容をもとに教室住所、サービス内容等を利用先検索サイトに掲載します。

☐ WEBページのリンク

教室住所・電話番号・サービス内容・料金体系が分かるページ

☒ チラシ・パンフレットのデータ

（WEBページがない場合）教室住所・電話番号・サービス内容・料金体系が分かるデータ

JPG、PNG、PDFのいずれかの形式でアップロードしてください。

注意事項

ハロカルホリデーすみだでは、こちらの内容は**利用先検索サイトには掲載されません**

検索サイトには、別途「体験プログラム申請フォーム」で申請いただく内容は掲載します

● 普段から子ども向けの活動をしていない方

「ダミー画像」または「ダミーのURL」を入力・添付ください。

● 普段から子ども向けの活動をしている方（習い事・クラブ活動など）

活動内容及び費用が記載された文書（チラシ・パンフレット等）を添付ください。※WEBページのURL入力でも可

次の4点が記載されているもの

- ①教室・クラブ等の住所
- ②電話番号
- ③活動内容
- ④料金体系

※これらの情報は、利用先検索サイトには掲載しません。

[新規登録申請フォーム](#)にアクセスのうえ、必要書類を添付してください。

■口座の情報

支払先口座

金融機関名、支店名、預金種目、口座名義、口座番号が記載された通帳やキャッシュカード等の写真・画像データをアップロードしてください。



ファイルをアップロード

● 全員

口座の通帳やキャッシュカードなどの支払先情報がわかるデータを添付ください。

次の5点が記載されているもの

- ①金融機関名 ②支店名
- ③預金種目
- ④口座名義（カタカナ）
- ⑤口座番号

新規登録申請フォームの注意事項

申請したいプロジェクトの選択 必須

※1つ選択してください。

- ☐ CFCスタディクーポン [募集要項を確認](#)
- ☐ ハロカル東東京 [募集要項を確認](#)
- ☒ **ハロカルホリデーすみだ** [募集要項を確認](#)
- ☐ ハロカル沖縄 [募集要項を確認](#)
- ☐ ハロカル北海道 [募集要項を確認](#)
- ☐ こども未来応援クーポン [募集要項を確認](#)
- ☐ マブチ・スタディクーポン [募集要項を確認](#)
- ☐ 渋谷スタディクーポン [募集要項を確認](#)
- ☐ くにたちスタディクーポン [募集要項を確認](#)
- ☐ 多摩市スタディクーポン [募集要項を確認](#)
- ☐ かつしかスタディクーポン [募集要項を確認](#)

1 「ハロカルホリデーすみだ」を選択ください

教室情報

登録する教室を1教室入力ください。
登録が完了しましたら、複数教室の登録が可能となります。

教室名 必須

教室名を入力

教室名（フリガナ） 必須

教室名（フリガナ）を入力

利用者からの問い合わせ先（電話番号） 必須

半角数字+半角ハイフンで入力ください。
(例：000-0000-0000)

電話番号を入力

※ 利用先検索サイトにも掲載される情報です。

教室情報の確認 必須

運営事務局が教室情報の確認のために使用しますので、
のぞきながの入力・添付をお願いします。

2 「習い事教室名」、「クラブ名」、「団体名」、「屋号」、「店舗名」などを記入ください

(例)
「●●音楽教室」
「●●和菓子店」
「●●ガラス工房」
「子育てサークル●●」
など

3 こちらの電話番号は、**利用先検索サイトには掲載しません**。検索サイトには、別途「体験プログラム申請フォーム」で申請いただく問合せ先を掲載します

電話番号がない方は、「000-0000-0000」とダミーの番号を入力ください

ハロカル参画パートナーに登録していただいた後、
運営事務局では、次のことを実施させていただきます。

①WEBサイトへの掲載

利用者が参加する体験プログラムを検索できるWEBページに、体験プログラムの情報を掲載します。

※5月末までに申請いただいた分は、不備等がない限り、6月27日のWEBサイトオープン時に掲載いたします。

②利用者への情報配信 (LINE・メール等)

LINEやメールで、利用者に対して体験プログラムの情報を配信します。

※配信数やプログラム数の関係で、全てのプログラムに触れられない可能性があります。ご了承ください。

③活動報告会や 交流の場へのご招待

活動終了後も、ハロカルホリデーすみだの活動報告会やパートナー同士の情報交換の場を作っていきたいと考えています。

今後のスケジュール

日程	スケジュール
2025年5月12日	利用者募集開始／参画パートナー募集開始
2025年5月30日	参画パートナー募集一次締切（以降、10月10日まで随時募集） ※この日までに申請いただいた場合、不備等がなければ、6月27日の体験プログラム検索サイトオープン時にWEBサイト掲載します。 ※以降も、参画パートナーの募集受付をさせていただきます（10月10日最終締切）。なお、申請受付から審査完了まで、最低2週間程度のお時間をいただきます。
2025年6月1日	利用者募集締切
2025年6月27日	利用者決定／体験プログラム検索サイトオープン
2025年7月19日	ポイント利用開始
2025年10月10日	参画パートナー募集最終締切
2025年10月31日	ポイント利用期限 ※P12の参画パートナーによるポイントの利用申請期限は10月24日までです。

Q1 ポイントの利用期間はいつまでですか？

A 2025年10月31日までです。有効期限までに利用されたポイントが精算の対象となります。なお、参画パートナーによるポイントの利用申請期限は10月24日までです。

Q2 ポイントはどのような費用に使えますか？

A ①参加費、体験料、その他プログラムの対価として支払う費用、②プログラムを利用するために必要な用具等の費用（参画パートナーにその支払いを行う費用のみ）です。②のみの利用は認められません。

Q3 落選してしまった利用者の兄弟姉妹がポイントを利用することはできますか？

A 墨田区に在住又は在学の小学生であれば、兄弟姉妹でも利用可能です。

Q4 ポイントを、友人の分の参加費に利用することはできますか？

A 友人の分は、ポイント利用できません。本人及び小学生の兄弟姉妹のみです。ご了承ください。

Q5 親の参加費もポイント利用することはできますか？

A 親子参加必須の体験プログラムに限り、親御さんの分も支払っていただくことが可能です。

Q6 ポイントと現金等の併用は認めてよいですか？

A 併用していただいても問題ありません。ポイント以外の徴収方法（現金、振込、クレジットカード、電子マネー等）はお任せいたします。

Q7 同一プログラムで、システムを利用する参加者とQRコードを利用する参加者がいてもよいですか？

A システムとQRコードを併用していただいても問題ありません。

Q8 体験プログラムの対象はポイント利用者のみですか？

A ポイント利用者だけでなく、一般の受入れもお願いいたします。ハロカルホリデーはあくまでも参加費の助成（ポイント提供）の位置づけになります。参加者の募集や受付なども、参画パートナーの皆さま独自で行っていただきます。

Q9 プログラム参加者の申込受付や、やりとりはどのようにすればよいですか？

A 参加者とは、参画パートナーの皆さまで独自にやりとりをしていただければと思います（メール、WEBフォーム、電話など、方法もお任せしております）。前述の通り、ハロカルホリデーはあくまでも参加費の助成（ポイント提供）の位置づけになります。参加者の募集や受付なども、参画パートナーの皆さま独自で行っていただきます。

Q10 プログラム中に万が一怪我をした際の、保険適用はありますか？

A 実行委員会はプログラム参加費の助成団体となりますので、プログラム中の怪我や事故の責任は負いかねます。保険のご手配は各参画パートナーの皆さまに任意でお願いしています。保険料もプログラム参加費に含めていただいて構いません。

（参考） [レクリエーション保険](#) [ボランティア活動保険](#) など

Q11 チラシ等にハロカルホリデーのポイントを利用できることを記載してもいいですか？

A ポイントを利用できる旨、チラシやWEBサイト等に記載いただいて構いません。また、ロゴも使用いただけます（決定通知メールに添付）。ガイドラインに沿ってご利用いただけますと幸いです。

Q12 参考のために、2024年度のプログラム検索サイトを見れますか？

A こちらをご覧ください。

<https://www.cfc.or.jp/sumida2024/experience>

Q13 期間中は全日程プログラムを実施しなければだめですか？

A 1日のみのプログラム実施でも登録いただけます。

Q14 墨田区以外の事業者でも登録は可能ですか？

A 墨田区以外の事業者の方でも、ご提供いただく体験プログラムが墨田区内で行われる場合や、集合解散場所が墨田区内であればご登録いただけます。ただし、「地域全体で子どもたちを支えていきたい」という活動の理念に則り、今後何らかの形で墨田区で継続的に活動する意思がある方にご参画いただけると幸いです。

Q15 参画パートナーの申請期限はありますか？

A 2025年10月10日までの期間はいつでもご登録いただけます。ただし、WEBから申請いただいた後、登録決定の通知までに2週間ほどかかりますので、余裕をもって申請をお願いいたします。

Q16 無償のプログラムも申込むことができますか？

A はい、社会貢献や地域貢献を目的に、無償で行うプログラムも登録の対象となります。

ハロカルホリデーすみだ実行委員会 運営事務局

東京都墨田区錦糸1-11-1 ノイエヤマザキ5階
(チャンス・フォー・チルドレン内)

TEL: 03-5858-6090 (平日13:00 ~ 18:00)

E-mail: sumida_info@cfc.or.jp

*土日祝日及び夏季休業期間・年末年始(12/29~1/3)を除く

<https://www.cfc.or.jp/sumida2025/>